

## 三田市フラワータウン住宅除却費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、フラワータウン地区への若年・子育て世帯の流入及び定着を図り、フラワータウン地区の再生を推進するため、既存住宅を除却し、新たに住宅を新築する若年世帯又は子育て世帯に対してその除却費用の一部を補助することに関し、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フラワータウン地区 別表第1に掲げる行政町をいう。
- (2) 既存住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる一戸建ての住宅をいう。
- (3) 除却 建築物の全部を取り壊すことをいう。
- (4) 若年世帯 補助金の交付申請時において、夫婦(婚約及び内縁関係を含む。)の満年齢の合計が80歳未満の世帯をいう。
- (5) 子育て世帯 補助金の交付申請時において、子ども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。)又は妊娠している者が属する世帯をいう。
- (6) 新築住宅 新たに建設され、次に掲げるすべての設備要件を満たしている一戸建ての住宅をいう。

ア 一つ以上の居室

イ 専用の炊事用流し

ウ 専用のトイレ

エ 専用の出入口

### (補助対象者等)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)補助率及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書・収支予算書
- (2) 見積明細書(見積会社の会社印が押印されているもの)

- (3) 既存の建物図面（建築計画概要書等、建物概要がわかるもの）
- (4) 現況写真（外観がわかるもの）
- (5) 土地及び既存住宅の登記事項証明書
- (6) 土地と既存の建物の売買契約書の写し（登記簿上、建物の所有者が申請者でない場合は、当該建物を取り壊す権限が申請者にあるとわかる証明書の写し）
- (7) 建築予定の新築住宅の工事契約書の写し等（前号による土地と既存の建物の売買契約書の特約事項に新築住宅を建築する予定であることが記載された書類等）
- (8) 市区町村民税納税証明書（申請日時点で取得できる最新のもの）
- (9) 土地及び建物の固定資産税の納税証明書（申請日時点で取得できる最新のもの。土地及び建物を所有している者に限る。）
- (10) 世帯全員の続柄の記載された住民票の写し又は戸籍謄本及び戸籍の附票
- (11) 誓約書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、予算の範囲内において、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金等交付決定通知書により、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の着手）

第6条 前条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、補助金の交付決定後でなければ、補助事業に着手してはならない。

（実績報告）

第7条 利用者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 領収書の写し
- (3) 既存住宅を除却するための工事に関する以下の書類
  - ア 工事契約書の写し（補助金の交付決定以後に契約したものに限る。）
  - イ 除却内容がわかる写真（除却前及び除却後）

(4) 建築予定の新築住宅の工事に関する以下の書類

ア 工事契約書の写し

イ 新築住宅の建物図面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請回数)

第8条 利用者及び利用者と同一世帯の者は、再度当該補助事業の交付申請をすることができない。

(管理及び活用状況の確認)

第9条 市長は、事業完了にあたる交付確定通知日から2年後の年度末までに当該事業の対象となった建物の管理及び活用状況について、申請者及び同一世帯員に係る住民基本台帳の情報を確認するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条に基づく申請をしたものについては、この要綱は、なおその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

地区	行政町
武庫が丘	武庫が丘一丁目、武庫が丘二丁目、武庫が丘三丁目、武庫が丘四丁目、武庫が丘五丁目、武庫が丘六丁目、武庫が丘七丁目、武庫が丘八丁目
狭間が丘	狭間が丘一丁目、狭間が丘二丁目、狭間が丘三丁目、狭間が丘四丁目、狭間が丘五丁目
弥生が丘	弥生が丘一丁目、弥生が丘二丁目、弥生が丘三丁目、弥生が丘四丁目、弥生が丘五丁目、弥生が丘六丁目
富士が丘	富士が丘一丁目、富士が丘二丁目、富士が丘三丁目、富士が丘四丁目、富士が丘五丁目、富士が丘六丁目

別表第2（第3条関係）

補助対象者	<p>三田市内在住もしくは市外から三田市に転入する若年世帯もしくは子育て世帯であって、次に掲げる各号のすべてに該当する者。</p> <p>(1) フラワータウン地区において、既存住宅を除却し、新たに住宅を更新する者</p> <p>(2) 事業完了にあたる交付確定通知日から2年後、前号により取得した住宅に居住する者</p> <p>(3) 市区町村民税を滞納していない者</p> <p>(4) 暴力団員又は暴力団等反社会的勢力に寄与するための利用でないと市長が認める者</p> <p>(5) 兵庫県及び三田市が行う空き家リフォーム補助事業による補助金の交付を受けていない者</p> <p>※申請日より前に既存住宅を除却する契約をしたものは、対象外とする。</p> <p>※転居を伴わない自宅の現地建替えは対象外とする。</p>
補助対象経費	<p>(1) 既存住宅を除却するための工事に要する費用（60万円以上に限る。）ただし、新築住宅を建築するために要する費用は、補助対象経費に含まないものとする。</p> <p>(2) (1)により生じた廃材等の収集運搬・処分に要する費用</p> <p>(3) 周囲への安全を確保する上で、除却及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると市長が認める工事に要する費用</p> <p>(4) その他、除却に要する経費</p>
補助率	1 / 2
補助金の額	補助対象経費に1 / 2を乗じて得た額（上限30万円）。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。